

コロナ対策… お困りごとは…

日本共産党にご相談ください

いま使える支援制度のご紹介

《個人向け》

支給

住居確保給付金

原則3ヶ月（最大9ヶ月）の家賃を支給

再々延長 12ヶ月

荒川区生活福祉課 自立支援係

03-3802-3111（内線：2613 2624 2633）

休業支援金 給付金

休業手当がなかった労働者本人が申請できます

シフト制も利用可（オンラインか郵送で申請）

賃金の9割（上限1万1千円）

休業支援金 給付金コールセンター

電話番号：0120-221-276

貸付

緊急小口資金

上限10万円（要件をみたせば20万円）

総合支援資金

上限 単身世帯月 15万円 }

複数世帯月 20万円 } 各3ヶ月

荒川区社会福祉協議会 03-3802-2794

減免など

国民健康保険料の減額免除について

減免：国保年金課 国保資格係（内線：2375）

徴収猶予：保険料係（内線：2386）

（後期高齢者医療保険も同様です）

介護保険料の減額免除について

介護保険課資格保険料係（内線：2441）

ファックス：03-3803-1504

区の代表 03-3802-3111から内線につないでください

生活保護 国民の権利です

生活に困ったらためらわずに申請を

生活福祉課 03-3802-3111（内線：2621）

横山幸次区議事務所
電話・ファックス 3895-0504
メール kouji.office@gmail.com



《事業者向け》

雇用調整助成金

上限 日額 1万5千円

助成率 最大10／10（2021年2月末まで）

学生アルバイトなど雇用保険未加入でも対象

東京都労働局ハローワーク助成金センター

03-5377-7418

営業時間短縮に係る感染防止協力金

東京都ステッカー申請、感染拡大防止協力金

相談センター 03-5388-0567

荒川区の支援について

中小企業相談窓口の延長

中小企業診断士など増員、業務体制の拡充し、

今回の飲食店時短営業の協力金や雇用調整助成金申請、感染防止ステッカー作成支援など行います

区役所 本庁舎6階 産業経済部

月～金 10時から16時

その他、新規特別融資（運転資金、金利0.3%

1000万円限度）など。詳しくは産業経済部まで

持続化給付金、家賃支援給付金

申請は1月15日で終了（申請できなかつた特段の事情がある場合2月15日まで申請可能）

、日本共産党は再給付、制度の拡充を求めています。全国知事会なども再給付を求めてい

厚生労働省は、ホームページで「**生活保護の申請は国民の権利**」「ためらわずに」と呼びかけ…

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。（厚労省ホームページより転載）

日本共産党荒川区議会議員

区政報告ニュース

2021年1月号外 発行 日本共産党荒川区議団

区役所控室 TEL 3802-4627 FAX 3806-9246 arajcp@tcn-catv.ne.jp

横山事務所 町屋5-3-5 TEL&FAX 3895-0504 kouji.office@gmail.com



横山 幸次

緊急事態宣言下でのみなさんの状況やお困りごとなどお知らせください

コロナ感染拡大の中、緊急事態宣言が発令されました。日本共産党荒川区議団は、命と暮らし、営業を守るため、下記の内容で区長に緊急申し入れを行いました。みなさんの現在の状況やお困りごとなどお知らせください。ご相談の解決の取り組みと合わせて、区政にみんなの声を届けたいと思います。

日本共産党区議会議員 横山幸次事務所（町屋相談室）

電話＆ファックス 3895-0504 メール kouji.office@gmail.com

日本共産党荒川区議団 電話 3802-9246 ファックス 3806-9246 メール arajcp@tcn-catv.ne.jp

（ファックスの場合、下の欄にそのままご記入していただき、送信してください。）

☆よろしければお名前、連絡先などご記入ください（ ）

緊急事態宣言の発令に かかわる緊急申し入れ

荒川区長 西川太一郎 殿

荒川区教育委員長 高梨博和 殿

新型コロナウイルス感染の急拡大に歯止めがかからない中、菅義偉首相は、7日にも東京、神奈川、埼玉、千葉の一都三県を対象に緊急事態宣言を発令することを表明しました。具体的には、飲食店の営業時間短縮や20時以降の外出自粛、テレワーク、時差出勤などを求めることがあります。対象になる飲食店は、昨年の緊急事態宣言時の補償が全く不十分で、多くがかつてない苦境に陥っています。また、関連する区内事業者への影響も深刻で地域経済に深刻な打撃になることが予想されます。

また今回の国の対応には、PCR検査の抜本拡大や医療機関への減収補填など感染拡大を抑止するための重要な部分が欠落しています。

こうした中で、住民の命と暮らしを直接守る責務を負っている、地方自治体・荒川区の役割は、これまでになく重要となっています。区民や区内事業者の実態に即して国や都の制度にプラス独自の対策が求められています。そのため以下の対策を求めます。

記

営業時間短縮が要請される飲食店などに対し、事業継続が確実に保障される補償を行うよう国や都に強く求め

ること。

飲食などの時短営業は、他業種へも影響を与えるものであり、区内事業者の営業実態を掴むとともに、事業継続のための区独自の支援制度を直ちに創設すること。

学校、保育園、幼稚園を緊急事態宣言下で継続して運営するための大前提として、全職員へのPCR検査を実施するとともに、感染防止対策の一層の徹底を行うこと。

感染拡大の状況に合わせて、検査、保護、追跡を迅速に行うため保健所体制の強化を行うこと。

外出自粛や人との接触を控えることが求められている下で、小中学校の運営にあたっては、三密を避けるために30～40人のクラスについて加配教員や講師などを配置して臨時的に少人数単位での授業を行うこと。保育園、幼稚園も必要な対策を講じること。

最後のセーフティネットである生活保護制度について厚労省は、「国民の権利」「ためらわずに」利用することを呼びかけているが、区としてもこの立場で積極的な広報や相談対応、申請受理を行うこと。

国に対し持続化給付金や家賃支援給付金の打ち切り、雇用調整助成金のコロナ特例の縮小をやめるよう強く求めること。

国に対し自治体の行うPCR検査の地方負担分を全額国庫負担、医療機関の減収補填を行うよう求めること。

2021年1月6日

日本共産党荒川区議会議員団